

議案第23号

世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立世田谷福祉作業所分場を設置するとともに、規定の整備を図る必要があるため、本案を提出する。

世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区立障害者福祉施設条例（平成19年12月世田谷区条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考第2号を次のように改める。

- 2 世田谷区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場、世田谷区立玉川福祉作業所等々力分場及び世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファームは、この表に定める障害福祉サービスのうち一部のものを行わないことができる。

別表第2備考第3号及び第4号を削る。

第2条 世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を次のように改正する。

別表第1世田谷区立世田谷福祉作業所の項の次に次のように加える。

世田谷区立世田谷福祉作業所分場	東京都世田谷区下馬二丁目31番15号
-----------------	--------------------

別表第2世田谷区立世田谷福祉作業所の項の次に次のように加える。

世田谷区立世田谷福祉作業所分場	生活介護 就労移行支援 就労継続支援
-----------------	--------------------

別表第2備考第2号中「世田谷区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場」の次に「、世田谷区立世田谷福祉作業所分場」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定並びに次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

- 2 世田谷区立世田谷福祉作業所分場に係る世田谷区立障害者福祉施設条例（以下「条例」という。）第14条の規定による指定管理者の指定に関し必要な準備行為は、施行日前においても、同条の規定の例により行うことができる。
- 3 世田谷区立世田谷福祉作業所分場に係る条例第7条第1項の規定による利用の申請の受付及び利用の承認その他の施設の利用のために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。